

⑭ 現場代理人の常駐義務緩和について

変更前

【対象工事】 発注者が特に認めた工事 3件

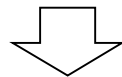
【対象工事の要件】 (1) 及び (2) を満たす工事

(1)請負金額	< 建築工事以外の工事 >
	1 件の工事の請負額 (税込) が 4,000 万円未満の工事
(1)請負金額	< 建築工事の場合 >
	1 件の工事の請負額 (税込) が 8,000 万円未満 (建築設備工事は 4,000 万円未満) の工事
(2)地理的要件	工事現場間の移動距離は、最も遠い工事現場間の直線距離で 20km 以内の工事

※磐田市発注工事と磐田市以外の発注機関の工事との兼任についても上記 (1) 及び (2) の条件をすべて満たす場合は兼任可能。ただし、他の発注機関の承諾が必要。

※上記に伴い主任技術者の兼任については、現場代理人と同様 3 件までとする。

※二以上の工事を同一の専任の主任技術者が兼任できる場合と同条件 (建設業法施行令第 27 条第 2 項) の場合は、対象工事の要件 (1) に関わらず兼任は可能。ただし、兼任できる工事本数は 2 件までとする。



変更後

【対象工事】 発注者が特に認めた工事 3件

【対象工事の要件】 (1) 及び (2) を満たす工事

(1)請負金額	< 建築工事以外の工事 >
	1 件の工事の請負額 (税込) が 4,500 万円未満の工事
(1)請負金額	< 建築工事の場合 >
	1 件の工事の請負額 (税込) が 9,000 万円未満 (建築設備工事は 4,500 万円未満) の工事
(2)地理的要件	工事現場間の移動距離は、最も遠い工事現場間の直線距離で 20km 以内の工事

※磐田市発注工事と磐田市以外の発注機関の工事との兼任についても上記 (1) 及び (2) の条件をすべて満たす場合は兼任可能。ただし、他の発注機関の承諾が必要。

※上記に伴い主任技術者の兼任については、現場代理人と同様 3 件までとする。

※二以上の工事を同一の専任の主任技術者が兼任できる場合と同条件 (建設業法施行令第 27 条第 2 項) の場合は、対象工事の要件 (1) に関わらず兼任は可能。ただし、兼任できる工事本数は 2 件までとする。